年金制度が変わります



[問合先] 岐阜南社会保険事務所 公273・6161

平成17年度の国民年金の保険料額が変わります

平成17年度以後の国民年金の保険料については、法律により、平

成16年改正時の価格表示で保険料額が定められています。そして、それぞれの年度ごとに定められた保険料額にその年度の保険料改定率を乗じて得た額が、その年度の保険料になります。

平成17年度の保険料改定率は1と定められたため、平成17年4月からの保険料額は13,580円となります。

第3号被保険者の届出漏れが救済されます

過去に第3号被保険者期間の届出漏れがある場合、現在は届出日から遡及して2年前までの期間 しか保険料納付済期間に参入されず、それ以前の期間は、「保険料を未納している」ことと同じ取扱 いになります。それに気づかないままですと、将来年金をもらうときになって、もらえる年金が減 額になったり、場合によっては受給権を満たせず年金をもらえなくなってしまうことにもなりかね ません。

そこで、今回の改正で4月より、特例の届出をすることによって2年前以前の未届期間について も、納付済期間として認められるようになります。

火事です

町名・番地・目標物をはっす!」と言う。 『心慌てず落ち着いて「火事で

『少しの注意があなたを救う』

1年で最も火災が多く発生する時期になってきます。あってはならないことなのですが、てはならないことなのですが、ではならないことなのですが、を着いて19番通報できますか?

最後に氏名・かけている電りのお年寄りがいます。」「火元建物に病気で寝たき合はその内容を付け加える。

話番号を言う。

われます。

これから春先にかけて空気

今年も「春の火災予防運動」

3月1日から7日まで行

正しい19番通報

羽島郡広域連合 ☎388 • 1195